

各省各庁の長 殿

財務大臣 片山 さつき

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 2（1）及び（2）に定める率について

標記のことについては、下記のとおりとし、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う調達から適用しますので、御了知の上、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知願います。

なお、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 2（1）及び（2）に定める率について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 4 号）は、廃止します。

記

区分	率
中小企業等	1. 5%ないし 2. 5% 以上

なお、本件は、原則 2. 5%以上とするものの、各省各庁の長において、調達案件の内容等を踏まえて、上記の範囲で適切に設定されたい。